

公益財団法人 東京海上各務記念財団  
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律49号）第5条第13号(以下「認定法第5条13号」という。)及び公益財団法人東京海上各務記念財団（以下「この法人」という。）の定款第15条（評議員に対する報酬等）及び第29条（役員に対する報酬等）の規定に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第23条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とし、原則週3日以上出勤するものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外のものをいう。
- (4) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、認定法第5条13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の執行に当たって、必要となる経費をいう。

(報酬等の額の決定)

第3条 この法人の評議員には、定款第15条に定める総額の範囲において、評議員会に出席した場合等は1人1回につき3万円を超えない金額を報酬等として支給することができる。

2. この法人の常勤の業務執行理事には、各年度の報酬等の総額が1000万円を超えない範囲において、理事会にて決定の上、支給する。非常勤理事が業務執行理事として、週3日未満の業務に携わる場合は、各年度の報酬額等の総額は400万円を超えない範囲において理事会にて決定の上、支給する。

また、職務の執行を評議員会、理事会へ出席することのみとする非常勤理事には、1人1回につき3万円を超えない金額を報酬等として支給することができる。

3. この法人の非常勤監事には、職務の執行として評議員会、理事会へ出席した場合等は1人1回につき3万円を超えない金額を報酬等として支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員および評議員の報酬等の支給については、法令に基づいて報酬から控除すべき税金等を控除し、その残額を本人に支給する。

2. その支給方法は、常勤役員については、本人の指定する本人名義の金融機関の口座へ振り込むものとし、非常勤役員及び評議員については、支給要件の発生の都度、本人へ直接支給、又は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

第5条 この法人は、役員及び評議員にその職務の執行に要する交通費等の実費相当額を費用として支給することができる。

2. 常勤役員に対しては、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

改訂 2013年 6月25日  
施行 2010年10月 1日